

議案第 48 号

岬町行政手続条例の一部改正について

岬町行政手続条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 8 年 9 月 2 日提出

岬町長 田 代 堯

提 案 理 由

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 63 号）による改正後の行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）において、公示送達に関する規定が改正されたため、本条例に所要の改正を行うものです。

岬町条例第 号

岬町行政手続条例の一部を改正する条例（案）

岬町行政手続条例（平成 10 年岬町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正前	改正後
（定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) （略） (5) 不利益処分 行政庁が条例等に基づき、特定の者を<u>名あて人</u>として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。 ア （略） イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を<u>名あて人</u>としてされる処分 ウ <u>名あて人</u>となるべき者の同意の下にすることとされている処分 エ （略） （国の機関等に対する処分等の適用除外） 第 4 条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の<u>名あて人</u>となるものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出（これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については、この条例の規定は、適用しない。	（定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) （略） (5) 不利益処分 行政庁が条例等に基づき、特定の者を<u>名宛人</u>として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。 ア （略） イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を<u>名宛人</u>としてされる処分 ウ <u>名宛人</u>となるべき者の同意の下にすることとされている処分 エ （略） （国の機関等に対する処分等の適用除外） 第 4 条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の<u>名宛人</u>となるものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出（これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については、この条例の規定は、適用しない。

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞

ア (略)

イ アに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ (略)

(2) (略)

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

(1)～(4) (略)

(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名あて人となる者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。

(不利益処分の理由の提示)

第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処理をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名あて人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

3 (略)

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名宛人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞

ア (略)

イ アに規定するもののほか、名宛人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ (略)

(2) (略)

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

(1)～(4) (略)

(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名宛人となる者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。

(不利益処分の理由の提示)

第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名宛人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処理をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名宛人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

3 (略)

(聴聞の通知の方式)

第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)~(4) (略)

2 (略)

3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(新設)

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」と

(聴聞の通知の方式)

第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)~(4) (略)

2 (略)

3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、公示の方法によって行うことができる。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を行政手続法第15条第4項等に規定する総務省令で定める方法を定める省令（令和7年総務省令第103号）で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第 16 条 前条第 1 項の通知を受けた者(同条第 4 項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」と

いう。)は、代理人を選任することができる。 2～4 (略) (続行期日の指定) 第 22 条 (略) 2 (略) 3 第 15 条第 3 項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第 3 項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「<u>掲示を始めた日から 2 週間を経過したとき</u>」とあるのは「<u>掲示を始めた日から 2 週間を経過したとき</u> (同一の当事者又は参加人に対する 2 回目以降の通知にあっては、<u>掲示を始めた日の翌日</u>)」と読み替えるものとする。 (弁明の機会の付与の通知の方式) 第 28 条 行政庁は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な<u>時間</u>において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 (1)～(3) (略) (聴聞に関する手続の準用) 第 29 条 第 15 条第 3 項及び第 16 条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第 15 条第 3 項中「第 1 項」とあるのは「第 28 条」と、「<u>同項第 3 号及び第 4 号</u>」とあるのは「<u>同条第 3 号</u>」と、第 16 条第 1 項中「前条第 1 項」とあるのは「第 28 条」と、「<u>同条第 3 項後段</u>」とあるのは「第 29 条において準用する第 15 条第 3 項後段」と読み替えるものとする。	いう。)は、代理人を選任することができる。 2～4 (略) (続行期日の指定) 第 22 条 (略) 2 (略) 3 第 15 条第 3 項<u>及び第 4 項</u>の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第 3 項<u>及び第 4 項</u>中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、<u>同項中「とき」とあるのは「とき(同一の当事者又は参加人に対する 2 回目以降の通知にあっては、当該措置を開始した日の翌日)」</u>と読み替えるものとする。 (弁明の機会の付与の通知の方式) 第 28 条 行政庁は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な<u>期間</u>において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 (1)～(3) (略) (聴聞に関する手続の準用) 第 29 条 第 15 条第 3 項及び<u>第 4 項並びに</u>第 16 条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第 15 条第 3 項中「第 1 項」とあるのは「第 28 条」と、<u>同条第 4 項中「第 1 項第 3 号及び第 4 号」とあるのは「第 28 条第 3 号」と、「同項各号」とあるのは「同条各号」と</u>、第 16 条第 1 項中「前条第 1 項」とあるのは「第 28 条」と、「<u>同条第 4 項後段</u>」とあるのは「第 29 条において準用する第 15 条第 4 項後段」と読み替えるものとする。
--	---

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の岬町行政手続条例第15条第3項及び第4項（これらの規定を準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする公示送達、送達又は通知について適用し、同日前にした公示送達、送達又は通知については、なお従前の例による。

岬町行政手続条例の一部改正について（概要）

1. 条例改正の理由

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 63 号）による「行政手続法」（平成 5 年法律第 88 号）の一部改正が令和 8 年 5 月 21 日に施行されたことに伴い、聴聞及び弁明の機会の付与の通知を公示送達によって行う場合の方法について、「書面掲示規制」の見直しが行われ、インターネットによる公表を前提とした規定の整理が行われたことから、岬町行政手続条例（平成 8 年岬町条例第 17 号）の一部を改正するものです。

2. 条例改正の概要

- (1) 行政手続法の一部改正による公示送達の方法の見直しに伴い、必要な規定を整理するとともに、条例に項を追加したことに伴い、条例内で引用している項番号を改めます。あわせて、法律の用語の整理にあわせて条例の用語を整理します。

改正の内容は次のとおりです。

区分	改正前	改正後
公示送達の方法	掲示場への掲示	インターネット（町 HP）による公表に加え、 ① 掲示場での書面の掲示、または② 町役場に設置したパソコンの画面での表示 を実施
用語の整理	「名あて人」	「名宛人」に統一

- (2) この条例は、公布の日から施行するものとします。